

防衛医科大学校達第6号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第15条の規定に基づき、訓練課程の実施に関する達を次のように定める。

昭和49年4月22日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

訓練課程の実施に関する達

改正 昭和58年 4月 5日達第 5号
昭和61年12月 4日達第15号
昭和62年 6月20日達第 7号
昭和63年 9月13日達第 5号
平成22年 3月31日達第 7号
平成26年 4月 8日達第14号
平成28年 3月31日達第10号

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校における医学科学生及び自衛官候補看護学生（以下「学生」という。）の訓練課程の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（訓練の基準）

第2条 学生が履修すべき科目の目的及び履修時間は別表のとおりとする。

- 2 学生部長は前項の目的及び履修時間に基づき訓練科目表を定めるものとする。
この場合、当該科目表には科目ごとの細目、時期、時間、目標、訓練（教育）内容及び到達基準等を示さなければならない。

（課程訓練及び定期訓練）

第3条 訓練課程の訓練は、課程訓練及び定期訓練に分ける。

- 2 定期訓練は、春季、夏季及び冬季に区分し、一定期間集中的に行うものとする。
（訓練隊）

第4条 定期訓練においては、必要に応じ訓練隊を編成し実施する。

- 2 訓練隊の編成は、そのつど学生部長が定める。

（実施の細部事項）

第5条 訓練課程の実施について必要な細部事項は、学生部長の定めるところによる。

附 則

この達は、昭和49年4月22日から施行する。

附 則（昭和58年4月5日達第5号）

- 1 この達は、昭和58年4月5日から施行する。

- 2 別表中部隊実習の履修については、第10期学生から適用する。
- 3 別表中第9期学生以前の学生についての部隊実習の履修については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年12月4日達第15号）

- 1 この達は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の定期訓練の時間及び別表（第2条関係）基本教練の項中、体育一般の履修時間については、第13期以前の学生は従前の例による。

附 則（昭和62年6月20日達第7号）

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則（昭和63年9月13日達第5号）

- 1 この達は、昭和63年9月13日から施行する。
- 2 別表中部隊実習及び基本教練（体育一般）の履修については、第15期学生から適用する。
- 3 別表中第14期学生以前の学生についての部隊実習の履修については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日達第7号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日達第14号）

- 1 この達は、平成26年4月8日から施行する。
- 2 別表「医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間」中訓育の履修については、
第40期の医学科学生から適用し、第39期以前の医学科学生については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日達第10号）

- 1 この達は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に採用した医学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）が履修すべき科目の目的及び履修時間数は、この達による改正後の別表（医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間）の表にかかわらず、平成33年3月31日までの間、附則別表第1のとおりとする。
- 3 平成26年度に採用した医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間数は、この達による改正後の別表（医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間）の表にかかわらず、平成32年3月31日までの間、附則別表第2のとおりとする。ただし、修業期間の延長により、第3学年に進級できなかった者は、附則別表第1のとおりとする。
- 4 平成25年度に採用した医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間数は、この達による改正後の別表（医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間）の表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、修業期間の延長により、第4学年に進級できなかった者は、附則別表第2のとおりとする。
- 5 平成24年度に採用した医学科学生（修業期間の延長により第5学年又は第6学

年に進級できなかった者を含む。)が履修すべき科目の目的及び履修時間数は、この達による改正後の別表(医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間)の表にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成27年度に採用した自衛官候補看護学生(修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。)が履修すべき科目の目的及び履修時間数は、この達による改正後の別表(自衛官候補看護学生が履修すべき科目の目的及び履修時間)の表にかかわらず、平成31年3月31日までの間、附則別表第3のとおりとする。

7 平成26年度に採用した自衛官候補看護科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間数は、この達による改正後の別表(自衛官候補看護科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間)の表にかかわらず、平成30年3月31日までの間、附則別表第4のとおりとする。ただし、修業期間の延長により、第3学年に進級できなかった者は、附則別表第3のとおりとする。

別表（第2条関係）

医学科学生が履修すべき科目の目的及び履修時間

科 目	目 的	履 修 時 間						計	
		1	2	3	4	5	6		
訓 育	社会人としてはもとより、将来医師である幹部自衛官としての共通基本的な事項について訓話、解説及びガイダンス等により各自の理解自覚を深めて自己陶やを促進させ伸展性のある人間を育成する。	30	24	25	11	10	18	118	
基本 教 練	徒 歩 教 練	小隊以下の徒歩教練を演練し、各個動作及び小隊長以下の指揮法について修得させる。	33	4	8				45
	体 育 一 般	入校当初において各自の基礎体力を把握し、以後、段階的に総合的な体力及び気力を練成する。	19	8	8	4	4	4	47
	水 泳	1 各種泳法を演練し、水泳能力を付与するとともに、体力及び気力を練成する。 2 安全管理及び救助法を修得させる。	24	32					56
	スキー	プルークボーゲンまでの基礎技術を修得させるとともに、体力及び気力を練成する。		31					31
	教育法	基礎理論について概要を修得させるとともに実習を行い、教育指導能力の向上を図る。			16				16
部隊実習	陸・海・空自衛隊の使命、特性、編成・装備及び部隊(基地)等の概要を修得させる。	26	72	56	24		16	234	
計		132	171	113	39	14	38	507	

自衛官候補看護学生が履修すべき科目の目的及び履修時間

科 目	目 的	履 修 時 間				
		1	2	3	4	計
訓 育	社会人としてはもとより、将来保健師・看護師である幹部自衛官としての共通基本的な事項について訓話、解説及びガイダンス等により各自の理解自覚を深めて自己陶やを促進させ伸展性のある人間を育成する。	34	36	14	34	118
基本教練	徒歩教練 小隊以下の徒歩教練を演練し、各個動作及び小隊長以下の指揮法について修得させる。	34	4	8		46
	体 育 一 般 入校当初において各自の基礎体力を把握し、以後、段階的に総合的な体力及び気力を練成する。	40	4	4	4	52
	スキー プルークボーゲンまでの基礎技術を修得させるとともに、体力及び気力を練成する。		31			31
	教育法 基礎理論について概要を修得させるとともに実習を行い、教育指導能力の向上を図る。			16		16
部隊実習	陸・海・空自衛隊の使命、特性、編成・装備及び部隊(基地)等の概要を修得させる。	36	114	30	58	238
計		144	189	72	96	501

附則別表第1（附則第2項及び第3項関係）

科 目		目 的	履 修 時 間						計
			1	2	3	4	5	6	
訓 育		社会人としてはもとより、将来医師である幹部自衛官としての共通基本的な事項について訓話、解説及びガイダンス等により各自の理解自覚を深めて自己陶やを促進させ伸展性のある人間を育成する。	36	24	25	11	10	18	124
基本 教 練	徒 歩 教 練	小隊以下の徒歩教練を演練し、各個動作及び小隊長以下の指揮法について修得させる。	33	4	8				45
	体 育 一 般	入校当初において各自の基礎体力を把握し、以後、段階的に総合的な体力及び気力を練成する。	19	8	8	4	4	4	47
	水 泳	1 各種泳法を演練し、水泳能力を付与するとともに、体力及び気力を練成する。 2 安全管理及び救助法を修得させる。	24	32					56
	スキー	プルークボーゲンまでの基礎技術を修得させるとともに、体力及び気力を練成する。		31					31
	教育法	基礎理論について概要を修得させるとともに実習を行い、教育指導能力の向上を図る。			16				16
部隊実習		陸・海・空自衛隊の使命、特性、編成・装備及び部隊(基地)等の概要を修得させる。	20	72	56	24		16	184
計			132	171	113	39	14	38	507

附則別表第2（附則第3項及び第4項関係）

科 目		目 的	履 修 時 間						計
			1	2	3	4	5	6	
訓 育		社会人としてはもとより、将来医師である幹部自衛官としての共通基本的な事項について訓話、解説及びガイダンス等により各自の理解自覚を深めて自己陶やを促進させ伸展性のある人間を育成する。	36	30	25	11	10	18	130
基本 教練	徒 歩 教 練	小隊以下の徒歩教練を演練し、各個動作及び小隊長以下の指揮法について修得させる。	33	4	8				45
	体 育 一 般	入校当初において各自の基礎体力を把握し、以後、段階的に総合的な体力及び気力を練成する。	19	8	8	4	4	4	47
	水 泳	1 各種泳法を演練し、水泳能力を付与するとともに、体力及び気力を練成する。 2 安全管理及び救助法を修得させる。	24	32					56
	スキー	プルークボーゲンまでの基礎技術を修得させるとともに、体力及び気力を練成する。		39					39
	教育法	基礎理論について概要を修得させるとともに実習を行い、教育指導能力の向上を図る。			16				16
部隊実習		陸・海・空自衛隊の使命、特性、編成・装備及び部隊(基地)等の概要を修得させる。	20	56	56	24		16	172
計			132	169	113	39	14	38	505

附則別表第3（附則第6項及び第7項関係）

科 目		目 的	履 修 時 間				
			1	2	3	4	計
訓 育		社会人としてはもとより、将来保健師・看護師である幹部自衛官としての共通基本的な事項について訓話、解説及びガイダンス等により各自の理解自覚を深めて自己陶やを促進させ伸展性のある人間を育成する。	40	36	14	34	124
基本教練	徒 歩 教 練	小隊以下の徒歩教練を演練し、各個動作及び小隊長以下の指揮法について修得させる。	34	4	8		46
	体 育 一 般	入校当初において各自の基礎体力を把握し、以後、段階的に総合的な体力及び気力を練成する。	40	4	4	4	52
	スキー	プルークボーゲンまでの基礎技術を修得させるとともに、体力及び気力を練成する。		31			31
	教育法	基礎理論について概要を修得させるとともに実習を行い、教育指導能力の向上を図る。			16		16
部隊実習		陸・海・空自衛隊の使命、特性、編成・装備及び部隊(基地)等の概要を修得させる。	30	114	30	58	232
計			144	189	72	96	501

附則別表第4（附則第7項関係）

科 目		目 的	履 修 時 間				
			1	2	3	4	計
訓 育		社会人としてはもとより、将来保健師・看護師である幹部自衛官としての共通基本的な事項について訓話、解説及びガイダンス等により各自の理解自覚を深めて自己陶やを促進させ伸展性のある人間を育成する。	40	44	14	34	132
基本教練	徒 歩 教 練	小隊以下の徒歩教練を演練し、各個動作及び小隊長以下の指揮法について修得させる。	34	4	8		46
	体 育 一 般	入校当初において各自の基礎体力を把握し、以後、段階的に総合的な体力及び気力を練成する。	40	4	4	4	52
	スキー	プルークボーゲンまでの基礎技術を修得させるとともに、体力及び気力を練成する。		39			39
	教育法	基礎理論について概要を修得させるとともに実習を行い、教育指導能力の向上を図る。			16		16
部隊実習		陸・海・空自衛隊の使命、特性、編成・装備及び部隊(基地)等の概要を修得させる。	30	98	30	58	216
計			144	189	72	96	501